

事務連絡
令和4年5月16日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当部長 殿
（上記、各地方整備局等経由）
市町村下水道担当部長・課長 殿
（上記、各都道府県経由）
日本下水道事業団事業課長 殿
都市再生機構下水道担当課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐

下水道工事における安全対策の徹底（その1）について （令和4年5月6日岐阜県羽島市発注の工事に伴う死亡事故）

本年5月6日、岐阜県羽島市発注の開削工法による下水管渠の布設工事において、路盤工で使用したロードローラーを運転していた作業員が、次の工程であるアスファルト舗装作業を着手するにあたり、アスファルト合材を取りに行くため、エンジンをかけたままで運転席から離れました。それを目撃した現場代理人が路上からエンジンを切ろうとしたところ、体が操作レバーに誤って触れたことにより、ロードローラーが前進し、前方でアスファルト舗装される路盤面の清掃作業をしていた作業員がロードローラーにひかれてその下敷きとなり、死亡するという事故が発生しました。

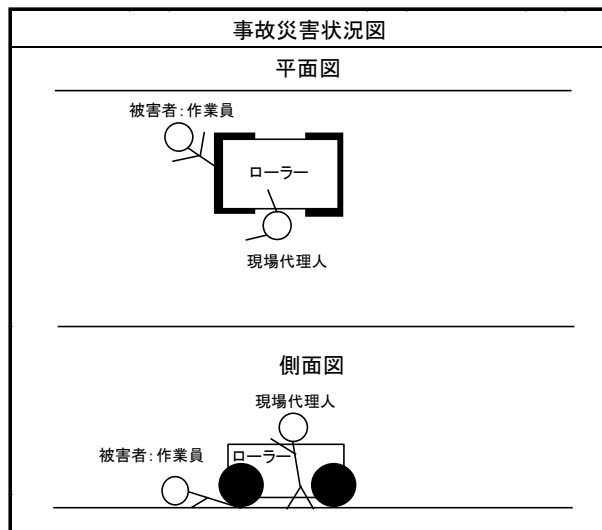
本事案の詳細については現在調査中であり、今後、事故原因や再発防止策等について確認の上、改めて事務連絡を発出します。

発注者におかれましては、下水道工事や維持管理作業の安全管理について、改めて関係者への注意喚起を徹底するなど、事故の未然防止に努めていただくようお願いいたします。

下水道工事におけるはさまれ・巻き込まれ事故 (R4.5.6 岐阜県羽島市)

- 発生日 : 令和4年5月6日(金) 午後3時45分頃
- 発生場所 : 岐阜県羽島市正木町須賀本村
- 報道 : あり
- 工事概要 : 下水道管渠布設工事 開削工 L=75.0m
- 事故内容 : 開削工法による下水管渠の布設工事において路盤工で使用したロードローラー (2.5 t) を運転していた作業員が、次の工程であるアスファルト舗装作業を着手するにあたり、アスファルト合材を取りに行くためエンジンをかけたまま運転席から離れた。それを目撃した現場代理人が路上からエンジンを切ろうとしたところ、体が操作レバーに誤って触れたことにより、ロードローラーが前進し、前方でアスファルト舗装される路盤面の清掃作業をしていた作業員がロードローラーにひかれてその下敷きとなり、救急搬送されたが、死亡が確認された。

【状況図】



【位置図】



【状況写真】



ロードローラーが誤操作により前進し、作業員がひかれた (事故時、作業員はロードローラーに搭乗していません)